

来て・見て・発見! 失敗しない住まいづくり

# はこだて住まいづくり サポートフェア 2013



アンケート記入で記念品をプレゼントします。

日時 11月8日(金)～10日(日) 午前10時～午後4時  
(8日は午後1時～午後4時)

会場 亀田福祉センター

セミナー

- 「高齢期の住まいの種類と選ぶポイント」
- 「これから元気に暮らすためのリフォーム」

デモンストレーション

庭木の冬囲い、ガードラック号(塗装実演・体験)、  
FRP浴槽のリニューアル

展示コーナー・相談コーナー

融雪槽の展示、無料相談・無料見積りなど

各種補助制度の紹介

## 同時開催

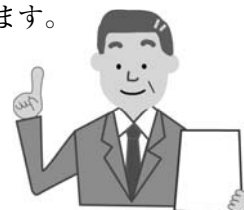
- 11月9日(土) 午後1時～2時半  
セミナー「今どきのワクワクリフォーム」
- 11月10日(日) 午前10時～午後3時  
函館お菓子の家づくりコンテストファイナルステージ

お問合せ 住宅都市施設公社 ☎40-3604

## 開かれた議会を目指して 議会報告会を開催します

議会活動を市民のみなさんにお知らせし、ご意見を伺うため、議会報告会を開催します。

ぜひご来場いただき、議会の活動に触れていただけるよう多数のご参加をお待ちしています。



日時・会場

- 11月12日(火) サン・リフレ函館
- 11月15日(金) 亀田福祉センター
- ※時間はいずれも午後6時半～(2時間程度)

内容 全議員が参加し、次の報告を行います。

- ・24年度各会計決算審査の概要報告
- ・25年度各常任委員会の所管事務調査の概要報告
- ・大間原発、新幹線に関わる要望・要請活動の報告

※ 事前申込は不要ですが、席に限りがあるため満席となる場合があります。

※ 駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

お問合せ 議事調査課 ☎21-3758

## 必ずチェック! 最低賃金

北海道最低賃金  
時間額

734円

効力発生日  
10月18日

最低賃金はすべての人に適用されるのですか?



常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則すべての労働者とその使用者に適用されます。  
仮に最低賃金より低い賃金を労働者・使用者双方の合意の上で定めても無効となります。

最低賃金額以上となっていないか確認する方法は?



時間給の場合

時間給と最低賃金額を比較します。

日給の場合

日給を1日の所定労働時間で割り、最低賃金額と比較します。

月給の場合

月給から対象外の賃金(精皆勤・通勤・家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金)を除いた金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較します。

※ 特定産業で働く方には産業別最低賃金が適用されます。

お問合せ

函館労働基準監督署  
☎23・1276

計算例 (年間の労働日数244日、1日の労働時間8時間の場合)

- 基本給 月120,000円 - ① 職務手当 月3,000円 - ②
- 通勤手当 月5,000円 - ③ 時間外手当 9,500円 - ④
- とすると、

月給は①+②+③+④=137,500円  
対象となる金額は137,500円-(③+④)=123,000円  
時間額に換算すると  
(123,000×12カ月)÷(244日×8時間)=756円

市では、最低賃金、有給休暇、就業規則、労働相談の問合せ先など、労働者の権利や知っておくべき知識などをまとめた「労働者のためのハンドブック」を作成しています。市のHPにも掲載していますのでご利用ください。

